

# 令和4年定例会6月会議

## 豊浦町議会会議録

令和4年6月17日（金曜日）

午前10時00分 再開

午後0時02分 散会

令和4年定例会6月会議  
豊浦町議会会議録

令和4年6月17日（金曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第3号）

再開宣告

開議宣告

- 日程第1 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第2 議案第39号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第3 議案第40号 豊浦町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第4 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
日程第5 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
日程第6 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について  
日程第8 議案第45号 財産の取得について  
日程第9 議案第46号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第10 報告第4号 繰越明許費の報告について  
日程第11 報告第5号 事故繰越の報告について  
日程第12 発議第4号 豊浦町議会会議規則の一部改正について  
日程第13 発議第5号 議員の派遣について  
日程第14 意見書案第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書  
日程第15 意見書案第3号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書  
日程第16 意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

散会宣告

◎出席議員（7名）

議長	8番	根津公男君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	山田秀人君		3番	小川晃司君
	4番	勝木嘉則君		5番	大里葉子君
	6番	渡辺訓雄君			

◎説明員

町	長	村井洋一君
副	町	長 須田歩君

教	育	長	吉	田	朋	行	君
代	表	監	菅	野	厚	志	君
總	務	課	本	所		淳	君
地	方	創	久	々	湊	忍	君
町	民	課	竹	林	善	人	君
農	林	課	井	上	政	信	君
農	林	課	瀬	野	栄	一	君
建	設	課	武	石		修	君
建	設	課	佐	藤	一	貴	君
生	涯	学	杉	谷	佳	昭	君
總	合	保	藤	原	弘	樹	君
總	合	保	阪	下	克	哉	君
健	福	社					
施	設	事					
務	長						
次	長						

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻	野	貴	史	君
書	記	(	会	計	年	度	任	用
職	員	)						
				熊	坂	早	智	恵
								君

◎再開宣告

- 議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。  
昨日に引き続き、定例会6月会議を再開いたします。  
なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。  
よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

- 議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長(根津公男君) 日程第1、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井町長。

- 町長(村井洋一君) 皆さん、おはようございます。  
それでは、提案理由の説明をさせていただきます。  
議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。  
豊浦町固定資産評価審査委員会委員、伊藤邦廣氏は、令和4年9月16日をもって任期満了となりますが、再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

伊藤氏は東雲町にお住まいで、72歳でございます。

北海道大学を卒業後、豊浦町職員として、昭和50年4月から平成22年3月までの35年間、水産係技師、税務課長、議会事務局長、総務課長、民生課長などの要職を経験され、退職後は、豊浦町社会福祉協議会事務局長を5年間務められました。平成27年4月からは、船見ヶ丘東自治会長及び行政相談員として地域に大変親しまれている方でもございます。

現在、伊藤邦廣氏は、平成28年9月から2期6年、固定資産評価審査委員会委員をさせていただいておまして、引き続き、税に限らず、豊富な知識と経験を固定資産評価審査に生かしていただけるものと考えております。

議員各位のご同意を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

- 議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- 議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- 議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

◎議案第39号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（根津公男君） 日程第2、議案第39号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第39号 行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和2年7月総務省通知、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてが発出され、これに基づき地方公共団体が行う行政手続きについて、押印省略等の見直しを行う必要があることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

ここで、修正がございます。

新旧対照表の表紙のほうに目次がついてございます。

目次の議案第40号ページ21となっておりますが、ページ22の誤りでございます。

以下、1ページずつずれていきますので、議案第41号についてはページ22とあるのが23、その下が24、その下が25でございます。申し訳ございません。修正のほど、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。

職員のサービスの宣言に関する条例、別記、宣誓書の押印を省略し、様式につきましては、2ページから3ページのとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

豊浦町固定資産評価審査委員会条例第4条では、審査申出書。第7条では、意見陳述調書。第8条では、口述書。第9条では、実施調査調書。第12条では、議事録調書。

次に、6ページをお開きください。

第13条では、決定書まで各種様式の押印を省略いたします。

次に、7ページをお開きください。

学校職員のサービスの宣誓に関する条例、別記様式の押印を省略し、様式につきましては、8ページから9ページのとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

豊浦町墓地条例第11条において、代理人の届け出について、連署から連記に変更いたします。

次に、11ページをお開きください。

豊浦町火入れに関する条例、別記第1号様式の許可申請書、別記第3号様式の許可通報書の押印を省略し、様式につきましては、12ページから15ページのとおりでございます。

次に、16ページをお開きください。

豊浦町水洗便所改造等補助条例、第1号様式の申請書、第2号様式の交付決定通知書において押印を省略し、様式については、18ページから21ページのとおりでございます。

議案書にお戻りください。4ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和4年9月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑あれば許します。

山田議員。

○1番（山田秀人君） この件については、同僚議員が昨日の一般質問でも質問をしております、その質問に基づいて、答弁書というのが各議員にも行き渡っておりますが、一般質問の答弁の中でもいろいろとありましたけれども、システム改修は未定ですという、そんなような本所総務課長の答弁がありました。

これはどういうことなのか。

具体的なというか分かりやすく、つまり、この条例に基づいてシステムの改修はしないというのは、まだできていないというのは分かるのですが、これはどういうことなのかということなのです。

そここのところの回答をお願いいたします。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） このたびの改正については、あくまでも押印、それから署名、こういったものを国の通知に基づいて、条例から規則に至るまで全て可能なものは見直すということでございます。

昨日の一般質問にありましたシステムという部分につきましては、想定としては、例えば、役場に来なくても、例えば、町のほうでシステムを導入することによって、各種手続きが、例えば、ご自宅等でパソコンからオンラインで申請できるとか、そういった意味合いを想定されたことだと思っております、そちらについては、今現在のところ、そういった部分に対応するようなシステムの導入については、今のところ考えてはいないといえますか、判断をしていないということで、今、まずは9月1日に向けて、役場での手続きに関して押印の省略をするという今回の見直しでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） システム改修の意味というのは分かりました。

それで、直接、町民が役所の窓口でいろいろと手続きをなされる。そういうところの考え方で言うと、こここのところは押印というのは大分省略できるのですか。

昨日のお話ですと、権利関係とか、そういう約束事とか契約書を交わすというのは、もちろんこれはいろんな格好で、実印、それから認印とかいろいろありますけれども、それから署名もありますけれども、直接、町民が関わる申請など、これらについての押印の省略となるとどのぐらいになるのかというか、数ではなくて、そういう考え方、なるべく判こを持って行かなくても役場で、署名を自署でできるのだという、そこまでの省略の改革というか、そこら辺の考え方というのはかなり進んでいるのですか、そういう意味もこの条例には含まれるのですか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 今回、条例の件数としては6件と、それだけを見ると少なく感じるかなと思います。

ただ、押印については、各様式に押印欄があって、様式そのものというのは、基本的には条例ではなく、規則、またはそれ以下の規程によって定めていることが多いものですから、実際には、印鑑を要する件数としては全体で1,079件ある中で、条例、もしくは規則以下の規程も含

めて789件、パーセンテージで73.1%は、押印が省略できるものということでございますので、町民にとって押印省略の機会というのは、かなり増えるものなのかなというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） あとは、脱判を導入に関わる費用というか、やっぱりシステム改修という、そういう意味でのあれなのですか、費用がかかるという、そんな回答がありましたけれども、これも関連していますけれども、これらについても、今後は引き続き発生してくるという、そういうことなのですか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 一般質問の答弁のほうに記載させていただいた経費については、今回の条例、または規則以下の規程の整理、そういったものに委託をしたということでございまして、実際にこれをやることによって、システム等の経費、これからの経費が今の段階ではかかるというものではございませんので、改めてオンライン等のシステムを導入しない限り、費用の発生というのは、新たには、基本的には生じないというものでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ございませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 細かいことなのだけれども、今、説明受けて見ていたのだけれども、これは議案の3ページで、例えば、墓地とか火入れとかの関係で、連署を連記に改める。なんとなく意味は分かるのだけれども、例えば、新旧対照表の現行と改定案、例えば、火入れとか申請書、その比較をしていたら、押印は分かるのだけれども、改正後のやつは申請者の住所、氏名があるのだけれども、その中で連署を連記にということは、同じような意味なのか。サインをすればいいだけというか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 連署と連記の違いでございます。

連署というのは、実際に本人が署名しなければならないということでして、連記となると、例えば、申請書の様式をダウンロードしていて、自分のほうで、それを例えば、ワープロ的に打つことができれば、それでも構いませんし、スタンプとか判こみたいなものでも構いませんし、そういったことで自署である必要がないということでございます。

○議長（根津公男君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第40号 豊浦町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（根津公男君） 日程第3、議案第40号 豊浦町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 議案第40号 豊浦町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由といたしまして、令和4年7月1日施行の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、当該施行規則を引用している条項が変更となったことから、本条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、別冊の定例会6月会議資料、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表22ページをお開きください。

条例第2条第2号では、所得税法に準じ算出した所得金額や同居者に係る控除額について定めた条項でありますが、法律施行規則の今回の改正により、里子と同居する者についても同居要件を満たすこととなる条項が、同規則第1条第1号に追加されたことに伴い、本条例で引用しております第1条第3号が第4号に繰り下がることにより、改正するものでございます。

なお、法律施行規則の改正による里子と同居する方、これは豊浦町内において該当はございません。

議案書6ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（根津公男君） 日程第4、議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてご説



明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由でございますが、新たに加入する団体の発生に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約、別表第1及び別表第2の変更を協議するため、地方自治法第290条の規定により、規約の変更の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別冊新旧対照表、23ページをお開きください。

別表第1及び別表第2において、上川中部福祉事務組合を加えるもので、この事務組合は当麻町、比布町、愛別町、上川町の4町で構成され、障害福祉サービスの一部の業務を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

○議長（根津公男君） 日程第5、議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村退職手当組合同規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、新たに加入する団体の発生に伴い、別紙のとおり規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定により、規約変更の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別冊新旧対照表24ページをお開きください。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表において、上川中部福祉事務組合を加えるもので、この事務組合は、先ほどの議案第41号と同様に、当麻町、比布町、愛別町、上川町の4町で構成されるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（根津公男君） 日程第6、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、新たに加入する団体の発生に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の変更を協議するため、地方自治法第290条の規定により、規約変更の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別冊新旧対照表25ページをお開きください。

別表第1において、上川中部福祉事務組合を加えるもので、この事務組合は、議案第41号42号と同様に、当麻町、比布町、愛別町、上川町の4町で構成されるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。  
討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（根津公男君） 日程第7、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 議案第44号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

公営住宅住戸改善工事（大岸第1団地）について、次のとおり工事請負を締結するものでございます。

提案の理由といたしまして、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございます。公営住宅住戸改善工事（大岸第1団地）。

契約の方法については、指名競争入札でございます。

予定価格、6,567万円、消費税を含みます。

契約の金額につきましては、6,561万5,000円、こちらも消費税を含みます。

契約の相手方は、安田・工藤特定建設工事共同企業体でございます。

入札の詳細につきましては、別冊の6月会議説明資料で説明いたします。

説明資料3ページをご覧ください。

入札の執行日につきましては、令和4年5月31日でございます。

工事の概要です。

場所は豊浦町字大岸。

工事内容については、セラミックブロック造の平屋、延べ261.76平米。工事の内容でございますが、ユニットバス、間取り変更などの建築改修工事一式、照明器具LED化、配線改修などの電気設備工事一式、給湯器取付け、給排水設備などの工事、機械設備工事一式となっております。

工期につきましては、令和4年10月31日までを予定してございます。

続いて、入札の経過です。

2回目の落札となっております。

落札金額につきましては、5,965万円、落札率は99.92%でした。

消費税は、596万5,000円。

落札業者は、安田・工藤特定建設工事共同企業体でございます。

2番札につきましては、5,980万円。入札率が100.17%。2番札業者が、小松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体でございます。

指名業者につきましては、安田・工藤特定建設工事共同企業体、高清水・駒井特定建設工事共同企業体、小松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体の3企業体となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今回の工事請負契約の締結について、まず関連することだと思っておりますが、関連ということで質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それは、指名委員長に今までなっていた副町長さんが今回、須田副町長さんに代わったと。それからまた、建設課長さんが竹林さんから武石さんに代わったということもあって、この入札に当たったのこのことについて、二、三お聞きをさせていただきたいと思っております。

また、ある程度のランクづけ等については、ホームページ等に公表されているわけですが、これも、これから私が質問する中で、答えられる範囲内で、いろいろと差し障りがあることであれば、ご答弁は控えても構わないというふうに思っております。

まず1点は、等級区分に係る工事予定価格の目安ということで、お伺いをさせていただきたいと思うのですが、建築工事Aランクについては5,000万円以上、Bランクについては3,000万円以上7,000万円未満。Cランクについては4,000万円未満、Dランクについては500万円未満というような、私の古い調べかもしれませんが、目安としてそういうふうなことになっているのかなというふうに思っています。

一つは、格づけ基準点ということで、どのケースにも乗るわけでございますけれども、この辺については、建築工事についてはAランクについては950点以上、Bランクについては950点未満780点以上、Cランクについては780点未満580点以上、Dランクについては580点未満というふうに、私が今まで調べた中で、こういうような捉え方をしております。

それから、豊浦町の基準点ということで、地域係数というのがあるわけございまして、道の試算からして、係数として豊浦町の場合、0.95を掛けたものというふうに今まではあったのではないかなというふうに思います。

それからまた、参加資格名簿についてはホームページで公表されているのですが、今回、競争入札に関わった業者のことについて、どのような状況になっているのか、公開をするということは、なかなか難しいことでもあるので、差しさえない程度で今言ったことについてお答えをいただければありがたいです。

よろしく願いいたします。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 今、石澤議員さんがおっしゃったように、工事の設計額等によって、各指名する業者というのは、指名選考委員会を経て決定させていただいております。

基本的に先ほど石澤議員さんがおっしゃった設計額の基準というのは、一応、非公開にはしているのですが、そこについては、答弁は差し控えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、指名いたしました3企業体の構成であるこの6社につきましては、まず一つ目の指名業者のところでは安田建設さん、安田組さんですか、それと工藤建設さん、駒井建設さん、高清水建設さん、マルウチ内藤建設さん、この5社については、当町ではCランクというふうに位置づけております。残る小松建設がBランクという位置づけで、一応、うちのほうでは格づけさせていただいております。

そのランクにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、国のほうで出しているいわゆる経審というものがあまして、その評定数P点というものをうちのほうは採用してまして、特にそれに加点ですとか、減点ということは当町ではしてございませんので、それに基づいた点数づけで各ランクを決定させていただいております。

以上です。

○議長（根津公男君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今回、私の記憶なのですが、Cランク同士で共同企業体を組んで入札したというのは、私が議員になって、記憶が定かでないことを言って申し訳ないのですが、今回が初めてでないかなというふうに思うわけですね。

今までは、当然Bランク、Cランクという組み方があるし、1億円以上を超えれば、当然Aランク、Cランクという共同企業体があるわけございまして、今回、豊浦の業者さんを考えて、今、なかなかこういう時節なものだから、なるべく豊浦さんの業者で競っていただくという配慮があったということについては、私が口を挟むものでもないのですが、やはりこれは一つの入札なものですから、誰が見ても公平・公正な中で判断したというようなことがな

ければ、これは非常に難しいことなのですけれども、企業と行政の癒着ということが、この頃はよく新聞に出て、いろいろと問題を発しているということも含めて、その辺のところについては当然、町としての一つの考え方として、今回、このようになったのかなというふうに思いますけれども、その辺のところの入札に参加させた業者を今回、指名した根拠がもしあるのであれば、一つ考え方も含めて話をしていただければなと思っておるのですけれども、これはなかなか厳しい質問だと思うので、答えるのもなかなかできないかもしれないですけれども、答えられる範囲内で公開、ユーチューブでも流れていることなものですから、その辺のところも含めてご答弁いただければと思います。

以上です。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 今回の3企業体を説明した経緯でございますが、こちらはホームページ、あとは建設新聞等を使って公募させていただいて、集まったのはこの3企業体ということでございます。

4月13日から土日を除いて大体1週間程度の公募期間を設けまして、公募させていただいた結果、この3企業体の応募があったということでございます。

決定に至るには、先ほど少しお話しましたが、指名選考委員会を経て決定しております。建設課単独で決めたとか、そういうことではございません。

さらに、C同士の組み合わせが今までなかったのではないかとございまして、確かに一応、今回の公募の要件としまして、町内Cランクが6社ございまして、そのCランクの業者と西胆振の同じくBランクとCランク、この組み合わせで組んでくださいと。なおかつ、一級建築施工管理技士を専任で配置する。この要件をつけて今回、応募させていただいております。

去年も船見第二のほうでAランクのほうを指名して工事をさせていただいたのですが、昨年の結果等を見て、町内のCとB、Cで組んでいただいても十分できる工事ではないかという判断で、今回、町内Cと西胆振のB、Cランクで組んでいただいた要件で、今回、公募をさせていただいたという経緯がございます。

一応、こういった形で選考させていただいております。

以上です。

○議長（根津公男君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 今回、1回目で落札ができなかったということで、2回目で落札があったということで、落札率が99.92%なのですけれども、これは1回目が不調に終わった中で、その日のうちに2回目の入札を行ったのか、期日を別にして入札をしたということなのか。

そして、非常に落札率99.92%というのは、この数字はなかなか私も目にしたことはないもので、これはやはり2回目を行う状況が何かあったのではないかとこのように思うものだから、2回目の入札について、日にちを別にしてやったということであれば、そこはまた、そこで違うのではないかなと思ったもので、その辺のところのことをお聞かせ願うのと、一応、私の建築工事の予定価格の目安としてCランクは4,000万円未満なのですよね。今回やっているのは、5,000万円以上で、金額で言えば、当然Bランクの業者が関わって、その中で責任を持って工事をするという考え方が、民間の我々素人が見るにはね。果たしてCランク同士でこのBランクに近い金額をやるということは、工事を責任持ってやるというようなことが、どのような目安で判断したのかということも含めてお聞かせをいただければというふうに思っております。

以上、答弁できる範囲内のことでお聞かせをいただければというふうに思います。

3回になるものだから、次はもう質問できないので、安心して答弁していただければと思います。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） まず、落札2回目の件についてですが、2回目は1回目が不調に終わった後、すぐ2回目、その場で2回目の入札を行ってこの落札ということになってございます。

議員がおっしゃるように、一つの目安としてはそういった基準を設けてございます。

ただ、そこは、先ほど議員もおっしゃいましたが、町内の業者をある程度というところを勘察したというところもありますし、工事の施工管理を行うに当たっては、一級建築施工管理技士という国の定める技師を専任で配属しなさいというところで、そういったところはクリアできるのかなというところで、今回、こういった形で公募で決定させていただいておりました。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありますか。

山田議員。

○1番（山田秀人君） このランクづけというのは、さっき金額によってというのは、これは非公開だという、そんなお話をしていたのですが、それはそうではないでしょう。

だから、4,000万円を一応、目安としているが、今回の設計金額によっては4,000万円以上になったと。ここのところの配慮の仕方というのは、目安なのだけれども配慮したというところが分からないのですね。だから、このランクづけの金額をやっぴりある程度上げれば理解できるのですが、そうならないのですかね。

これがあるから、今、先ほど同僚の議員がどうも理解がきちとなっていないのではないかとということなのですよね。

分かるのですよ。実際にやったのは、町内の業者になるべく参加してもらいたいというのは、分かるのだけれども、そこら辺のところのランクづけというのは、これはどうも不明確ではないですか。それを後押しするために、1級施工管理技師をつけなければならないという条件を求めたという、そういうことなのでしょうけれども、そこら辺のところはどうなのですか。

これは、ほかの町もあるのでしょうかけれども、考え方として、見解を伺います。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 答弁の仕方が不十分で申し訳ありません。

企業のランクづけ、Aランク、Bランク、Cランク、これについては非公開ではございません。

現にホームページでも、各建築、土木、電気、管、それぞれランクごとに公開しています。これについては非公開ではございません。

ただ、工事を発注するに当たって、何千、5,000万円なり、7,000万円というランクづけはしているのですけれども、それは基本的には非公開という形にさせていただいていまして、そこを非公開というふうに私は先ほど申し上げた。発注に当たっての目安として持っている基準、これについては非公開とさせていただいていますというふうに、先ほど私は申し上げたつもりだったのですが、説明が不十分で申し訳ありません。

ただ、一応、Cランク、Bランク、申し上げたように、基準額というのはそれぞれ設けておりますので、それはあくまでも目安でありまして、必ず仮に5,000万円を超えたからといって、それ以下のもの、それ以上の者に発注しないというふうなところはなくて、ある程度、幅を持

たせた基準として、指名選考委員会の中でそこを勘案しつつ決定させていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 目安の幅というのは、8,000万円でも1億円でもいいのかということにはならないでしょう。例えば、目安というのは、例えば、4,000万円を基準としたら、その何割ぐらいは上回るとか、プラスマイナスの上限というか、そういうものというのは、その場で考えるのですか。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） その場その場と申しますか、明確に何%を上回った、下回ったという明確な根拠は、はっきりとは決まってございません。

一応、それも含めて指名選考委員会なり資格審査会のほうで決定させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） この調整というのは、建設協会という、そういう団体がありまして、それはどこでもあるのですよ。市町村でも、北海道でも。その中でいろいろと調整するというのが通常なのですけれども、やっぱりその中で俺を指名しなかったとか、そういうものというのは、内部からあるのですよ。だから、そう言われぬような確固としたことをきちっと持っていないと、ちゃんと抗弁できないわけですから、それをやっぱり行政としては持つべきだと思うのですが、須田副町長、そこら辺のところは専門性のところがあるのでどうですか、いかがお考えですか。

○議長（根津公男君） 須田副町長。

○副町長（須田 歩君） 今、山田議員からもお話のあったとおり、入札に関してはやはり公平性が非常に重要でございますので、我々発注者として偏った考えでは、当然行政としてしてはならない行為でございますので、指名選考委員会等々もでございますので、そこできちっと公平性を保てる形で執行してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありますか。

勝木議員。

○4番（勝木嘉則君） 聞いているとよく分からないですよね。というのは、経審というのがあると思うのですけれども、言ってみれば道の基準ですよね。

基準の中で経審を無視したようなやり方でそれでいいのか。それで、その都度その都度、選考委員会で決めれば、経審のそれは別にいいよというような考え方になるのかなと。

今、聞いているとそういうような捉え方をして、あくまでも経審というのは道の基準でないかなというふうに私は思うので、そして、ランクづけというのはやっぱり、そういうA、B、Cというふうになっているのであれば、それに沿ってやるというのが本来の方法ではないかなと思うのですけれども、これからもこういうような形ですとやるということですか。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 私の説明が不十分なのか、企業のランクづけについては経審、これは全く無視してはしません。ランクづけを決定するに当たっては、経審に記載されている点数を使って、当町ではランクづけしていますので、道なり国のほうで基準としている経審を無

視してランクづけをしているということはございません。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありますか。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 豊浦の公共事業でも、年度によって事業、あるいは建設でも土木でも、金額によりますが、少ないときは少ないのですよ。それから、少し多くある場合もあるだろうし、豊浦の土木でも建築でも、意外と恵まれているのですよ。

豊浦町の公共事業に外部に、豊浦町のCランクでもAランクでもJVを組むということは条件があるのです。なぜJVを組ませるかという、その条件ね。ここで私が申し上げる必要はないので。それで、他町村から連携をしてJVを組んで、地元の業者も少しでもライセンスを取ったり、技術を向上させる。それがJVの趣旨なのだよね。

でもそれは、ずっと今までも、地元のAランク、地元のCでもDでも組んでも、C、Dの中に2級施工管理技士もいない。1級施工管理技師もいない。取ろうともしない。そして、現場で勉強もしない、そういう実態だったのです。

それで、今回のJVの申請はあくまでも公募ですから、その条件に基づいて申請して、それでやる気があるから申請するわけだろうし、そこで公正な入札をしてください。ただ、すごく高額な技術だなど思っているのだけれども、そこで、豊浦町にBランクはいるのですか、そこをお尋ねします。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 町内における建築、Bランクをお持ちの企業はございません。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） そうなのだよ。

今まで何十年も前からAランクの地元の人がいたわな。CでもDでも何も勉強していないということですよ。まだまだ言いたいことがたくさんあるけれども、何もしていないのだよ。でも、そういうチャンスを与えてもそういう実態だったのだ。

それで、武石建設課長がちょっと足りないなと思ったのは、特定と一般、同時許可があるのだよ。それは下請けをする金額によって違うのだよな。下請け、例えば、電気でも3,000万円以上あるとか、設備、衛生でも4,000万円以上あるとか、そういうときは特定を持たなければいけないのですよ。この場合は、こんなの要らないのだよ。そういうところも説明してあげないと分からないし、共に勉強して、そんなことを申し上げて、Bランクはいないということだな。何も育っていないのだ。それを申し上げておきます。

以上、いかがですか。

その特定と一般のあれ、分からないなら分からないでいいです。そこが一番問題なのだよ。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） ありがとうございます。

今回は特定、いわゆるJVと言われる、特定建設JVというもので、今回は組ませていただいております。

豊浦町においては、要綱等がありまして、それに基づいてこのJV、あとは先ほど今、渡辺議員がおっしゃった一般というか、経常の共同企業体という種類もございまして、こちらのほうについては、お互いに企業で足りない部分を補って、共同でやっていこうというのがいわゆる経常のJVというようなことになってございまして、この特定のほうについては工事だけの共同企業体という違いがございまして。



その辺をちゃんと説明できていなかったことについては申し訳ありません。

以上です。

○議長（根津公男君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） ところで、地元で1級施工管理技士、何社がライセンスを持っているのか。今回は1級施工管理技師が常駐するということでしょう。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 今、手元に詳しい資料がございませんが、今回の要件につけています1級建築施工管理技士をお持ちなのは、1社というふうに認識してございます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

#### ◎議案第45号 財産の取得について

○議長（根津公男君） 日程第8、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第45号 財産の取得についてご説明いたします。

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求めるものです。

提案の理由でございますが、住民基本台帳や町税等の処理に関する事務は、コンピュータによる事務処理であり、事務の遂行に関する機器の更新が必要で、財産取得の価格が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によるものでございます。

取得物件につきましては、総合行政システム機器一式で、取得価格につきましては、4,191万円に、北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額でございます。

契約方法につきましては、随意契約とし、契約の相手方につきましては、札幌市中央区北4条西6丁目北海道市町村備荒資金組合、組合長山口幸太郎でございます。

次に、別冊の説明資料の4ページをお開きください。

備荒資金組合と随意契約するに当たり、システム機器の調達業者及びその金額を決定するため、事前に入札を行いましたので、その経過についてご説明いたします。

1 入札執行日、令和4年5月31日。

2 業務概要及び入札経過です。

①事業概要。場所、豊浦町町内。業務内容、総合行政システム機器一式。工期、契約日から

令和5年3月31日まで。

②入札経過。落札、1回目。落札金額3,810万円。落札率97.47%。消費税381万円。落札業者、株式会社エイチ・アイ・ディ。

③指名業者、株式会社エイチ・アイ・ディでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

資金の活用手続きにつきましては、①から⑨まであり、図にもお示ししておりますが、豊浦町が取得するシステムについて、備荒資金組合が落札業者と契約し、支払いをし、落札業者はそれを受けてシステムを豊浦町に納入し、豊浦町はその代金を備荒資金組合に5年分割で支払うというものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

石澤議員。

○7番（石澤清司君） このことについて、私は一般質問をさせていただいたりして、エイチ・アイ・ディの関係で、これは、私の記憶では令和4年から令和5年に広域連合のことも含めて考えますというようなことを答弁の中で言われたことを記憶しておるわけなのですが、広域連合に参加する、しないは別として、そのような考え方を示したということで、その辺との関連について答弁をいただきたいというふうに思いますし、これはエイチ・アイ・ディの関係の総合行政システムの主要業務ということで、令和元年度2,151万3,330円、令和2年度決算で2,321万1,000円、それから、令和3年度の予算で2,345万7,000円ということで、報告は受けているのですが、今回は本当に落札金額が4,191万円という金額になっているのですが、その辺の増額になった経緯も含めて、そしてまた、この総合行政システムマイナンバー保守委託業務契約の中で、委託料第3条の中で、第1条の委託業務に対する委託料は、月額税抜きで1万円とするという、委託料の契約の条項の中にも、そのような条項が盛り込まれているのですが、それらの関連と、それと今、令和3年度の予算の金額から今回は大きな金額になっていることと、また、広域連合の関係も含めて、その辺の対応は考えて、今後ともエイチ・アイ・ディと契約をしていくということ、あのときは5年が契約の年数だということで、それが令和4年度に来るのか、令和5年度なのかは確認してなくて、私もはっきり分からないのですが、そんなことも含めて、いっぺんに長々と質問してしまったのですが、ご答弁いただければと思います。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） まず、一つ目の金額の部分でございますけれども、通常の部分については、あくまでもシステムの使用料というような内容のものになっていて、今回はシステムが保守期限を迎えたということで、機器の更新ということですので、金額的な違いというのは別なものだということでございます。

それから、もう一つは、広域連合への参入の可否等の検討の部分についてでございます。

昨年、情報系システムのほうの機器の更新のときにも、議員の皆様の方にはご説明させていただきました。

令和4年に、今回、基幹系システムの更新期を迎えるということで、このたび検討いたしました。その結果、今の現システムを延命して、機器を更新して、それを令和7年に来る標準化システムへの移行、こちらのほうに機器的にはもう対応するものに更新をしてしまうということでございます。

令和7年に標準化システムの移行を今のベンダーで行って、今の更新したシステムが令和9

年に今度は更新期を迎えるものでございますので、そのときに、今現在のベンダーがいいのか、それとも広域連合がいいのか、それともそれ以外のベンダーがいいのか、そういったものを判断したいということでございます。

今回、そのように判断したのも、今もしこのタイミングで広域連合、またそれ以外のベンダーのほうに変えたとすると、今、今回は機器の更新だけで済みますけれども、実際にほかのシステムに移った場合に、機器の更新に合わせて、システムの入替え、データの移行も全て行うということになりまして、そして、また令和7年に改めて標準化の対応がまた始まるということで2回、そういった移行が必要になると。今回、現在のベンダーでそのまま延命して移行すれば、その更新の切り替えというものは1回で済むということで、豊浦町としては、現在のシステムを、まずは一旦更新して、その中で標準化システムの対応を行い、その更新したシステムが次のサイクルの更新のときに、改めて広域連合等も含めて選択の判断をするということが、豊浦町にとって有利であると、そのように今回判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（根津公男君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） これは大きな判断で、もう少し私も広域連合の議員をやって、いろいろと情報は仕入れているつもりでおります。

昨年度、洞爺湖町さんが新しく加わったのですよ。それを加わった一つの考え方としては、行政としては、やっぱり今言ったように、いろいろなデータとか、そういうものを当然広域に行く場合にかかるものだから、1億5,000万円ぐらいのお金は、洞爺湖町さんは支出しているのですよ。それはやはり、データを移すという、いろいろなものがあって、そういうようなことで移したということも含めて、洞爺湖町さんがどこの業者としていたかは、私は調べていないから、分からないのですけれども、やはりそこはちゃんとした広域連合とのお話の中で、きちっとした考え方、捉え方で、そして、洞爺湖町さんの財政的なことも含めて想定して、私は広域連合のほうに移行したというふうに、私はそう考えているのですよね。

私は洞爺湖町さんの方と意見交換をしているわけではないので、私の想像として言っているのですけれども、そして、もう一つはやっぱり地域連携という事業に豊浦町だけが参画をしないということも、やはり今まで広域連合の中でごみの問題、それから、電算の問題も含めて広域連合でやっていきましょうという趣旨をずっと豊浦町は入らないで、豊浦町が今やっていることが、4年後、5年後、6年後にプラスなのだというような考え方をされているところに、私は問題があるのだという考え方なのですよ。

洞爺湖町さんだって、ちゃんと先のことも考えて計算をされて、今、広域連合に入ったほうがベターだと。もう当然なのですよ。そのほかにかかる費用については、5市町村でそれぞれのごみの収集も含めることもあるけれども、そこで配分するわけですよ。今までは1町で払っていたのを、5の市町で案分してやるものだし、ただ単独でそれぞれの市町村がデータとして共通でない場合は当然、支出をしなければならないということで、やはりその辺のところ、広域連合の担当者と一度も話し合いをしていないということも確認をさせていただいているのだけれども、広域連合のほうで豊浦町さんに行って説明をしたいのだけれどもと言っても、今まで説明を受けてもというようなことで断っているというふうな、そこまでは、私は確認していませんけれども、何で豊浦町さんは話だけでもいいから聞いてくれないのですかねという事は聞かされています。

もう少しやはりその辺のところについては、広域連合という見地からしても考えて、そして、話も聞きながら対応した結果、豊浦の財政状況的なことも含めてこの民間の企業にさせておい

たほうがベターだという言い方であれば私も納得するのですけれども、その辺を広域連合と話し合いをしないというか、その辺は広域連合のどこに問題があるのかも含めて、そして、広域連合の中での各市町村の連携というものを、やはりこれは大事にしていかなければならないというふうに私は考えているし、私も豊浦町を代表して出ている議員としては、肩身の狭い思いをすることもあるのですよ。

当然、これは各首長さんがいろいろと話をされているということは聞いておりますけれども、その認識の中で対応しているということも聞かされてはいるのですけれども、もう少しそこは豊浦町としても話し合いを持って、いろいろと話を聞いて、そして、対応していくということが必要ではないか。

そして、たまたま豊浦町も今まで何名か広域連合に電算の関係で行っている職員もいるから、聞けば分かるのかもしれないけれども、それはそれとして、また考え方としては、それなりの管理職で行った方が豊浦町でいけばいいのだけれども、そうではないので、だから、やっぱりもう少しその辺のところも含めて、昨日の私の一般質問においても、これから財政的なものは大変厳しくなる。今やらなかったらもう、永久にできないですよ。金額が張ってくるから。

だから、私はそういうふうに考えて話をしているつもりなのですけれども、その辺のことについて含めて、どういう考え方をしているのか。所管の課長さんが答えられる範囲内もあるだろうし、当然、町長が責任者であるから、町長が答えなければならないこともあろうかと思うのですけれども、それについて町長も含めてご答弁いただければと思います。

○議長（根津公男君） ここで、暫時休憩等いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（根津公男君） 休憩を閉じて、再開いたします。

石澤議員の答弁をお願いいたします。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 石澤議員のほうからも何点かお話があったかと思えます。

当町としては、決して広域連合に入らないとか問題があるとか、そういったことは一切考えてはおりません。

それで、先ほどお話の一つにも、実際に協議があったけれども、豊浦町で断ったと、そんなお話もお聞きしました。

こちらのほうについては、何年か前になるかと思えますが、広域連合のシステムの更新のタイミングで豊浦町にお話をいただいたと。ただ、豊浦町としてはシステムの更新期ではなく、あくまで途中ですので、その段階では、直接、豊浦町としては更新のタイミングではなかったということでございます。実際には、現在も豊浦町とそれから広域連合のシステムの担当管理職のほうとは、実際に担当レベルでお話もさせていただいております。

それから、洞爺湖町の関係でございますけれども、洞爺湖町の場合は、広域連合に参入を決めた後に国の標準化の話が出てきたということで、むしろ担当レベルでは、洞爺湖町のことで申し訳ございませんけれども、そこを決めたタイミングが悪かったねと。豊浦町で置き換えたとしても、かえって経費が余計にかかるのではないかなと。そのようなタイミングの問題ではあったのではないかなと思います。

豊浦町についても、今、広域連合に参入する、ほかのベンダーに変えると、そういう部分に

ついてもあくまでタイミングの問題であって、もし今回、国の標準化というのがそもそもなかったら、今回のシステム更新のときに広域連合、またはその他のベンダーへの参入の可否についても判断した可能性も十分あるのかなというところであって、決して広域連合に豊浦町だけが入らないということではなく、あくまでタイミング的な問題であるということで、そのタイミングというのは、経費のかかり方が変わりますので、そういったことで、今回は現在のまま移行させていただき、その保守期限が切れるときに改めて判断させていただきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 石澤議員。

○7番（石澤清司君） 答えとしてはタイミングということで、国の標準化ということも含めて対応を考えていたのだということであるのだけれども、これは物事というのは機会を逸すると、大体世の中というのは変えるということは困難な状況になるということなのですよ。私の経験からして言うのは、私の経験があっていると言っているわけではないので、だからやはりそういうことであれば、ほかの入っている首長さんも、それぞれそのところに課題を申し上げて、いろいろと国の標準化がこうなっていて、経費もこういうふうになるから、もう少し下げるとかどうだとかという話が出ているなら私も納得するのだけれども、入っている人が国の標準化は関係ありませんということではないと私は思っているのです。

洞爺湖町さんについては、それはちゃんと3年、4年、5年後の試算をして、そして、広域連合と話をしてタイミングとすれば、それ相応の金額もかかることだから、今加わったほうがいいのではないか。

国の標準化にしても、基本的にはお金が一般財源から全て出るわけではなくて、そこに国の一つの地方債を借り入れるものがつくのだという根底があるのであれば、また違うのだけれども、過疎債の指定を受けられるということであれば、またそれも違ってくるし、補助金も50%の補助金がつくのだということであれば違うのだけれども、やはり3市2町が加わっている広域連合の中で、当然、そういうこともちゃんと試算をされて考えて運営をしているということを考えていくと、逆に言えば、豊浦町も入ればいいのに何で入らないで突っ走るのだろう、金があるからいいのかもしれないけれどもという揶揄をされているかもしれないですよ。

だから、私が言うのはやっぱり地域の広域連合の中でいろいろと連携を取っているということを考えて、例えば、財源的に今、総務課長が言われたような金額が多めにかかるかもしれないけれども、広域連合という関係の中に入ってちゃんと同じレベルで立ってやっていくということをやっていくことが、私はやはり今後、どのような広域化になってくるか分からないのだけれども、1町だけがそこに加わらないでずっとやるということについては、これは私は問題があるという捉え方なのですよ。

だから今回、それを外すと令和7年、令和9年までなかなか難しいということも当然分かりますよ。だけれども、令和7年、9年になったときに、豊浦の財政がある程度、対応できるのだったらいいですよ。多分、そのときも2億を越すのではないかと思いますよ。だから、今やらないと、多分あとずっとやらないで、このまま民間の人方と対応していかなければならないと。私は調べていないのだけれども、この民間のエイチ・アイ・ディにしても、ここの社長さんは北海道の人でないのではないかなというふうに思うのですよね。資本は東京の人が資本を持っているのではないのかなというふうにも、まだ調べていないのに勝手なことを言って申し訳ないのだけれども、やはりこれは業者だって経営難だから、サービスをするということであれば別だけれども、そうではないので、やはり広域連合の中に豊浦町も加わって、みんな

と一緒にテーブルでやっていくということもやっぱり必要ではないかなという考え方で、私は質問しているつもりなのですよ。

最後に、村井町長さんの考えをお聞かせいただいて。

○議長（根津公男君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 決して広域連合という問題で反発しているわけでもないし、何でもございませぬ。話し合いはしていかなければならないと、受け入れる、そういうような気持ちも当然あるわけでございます。

ただ、本所総務課長も言いましたように、広域連合との話し合いは続けていくわけでございます。このままずっとやるということでも、現段階では、そういうふうにも考えておりませぬし、現実として、今のところは令和4年で現行のベンダーを継続して、システムの対応をしていくと標準化に向けてのシステムの対応にしていくと。

それから、令和7年、標準化システムに移行するわけでございますけれども、その前後に広域連合への移行も検討しながら、豊浦町の負担をできるだけ軽くしながら、またやっていきたいというふうに考えております。

ただ、今現時点で本所総務課長も言っていますけれども、タイミングが合わないということでございます。これからもできるだけ広域連合の皆さん方とスクラムを組んでやっていかなければならないという気持ちも当然ありますし、そういったことで話し合いをしながら、これからの方向性を見出していきたいというふうに思います。

今、例えばやっても、またすぐシステムの改修をしなければならないということで、二重にシステムの更新費用もかかるという認識でございますので、そういったことでタイミングを見計らって、ちゃんと話し合いを続けながらしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 大きく議題が離れまして、実際今、この議案については、工事契約ということで、総合行政システムの今回はハード事業なわけですよ。

それで、これは大体どのぐらいで年数は5年に一遍、6年に一遍とかという機械を取り替えるなければならないということですね。

そういうことなのですが、これは大体何年周期でなってくるのかというのが、まず、そこら辺はどうなのですか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 基本的には5年周期です。保守の関係がございまして、基本的には5年、タイミングによっては1年、2年、可能な範囲で延長ということも、場合によっては可能というものでございます。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） それで今、国はデジタル庁というか、デジタル処理で推進しようとしているのですよ。

それで、今は市町村の都道府県、総合行政システムはそれぞれのプログラムを持ったいろいろな業者さんと契約していて、いろんなプログラムの格好が違うわけですね。そういう中で皆さんは電算処理をしているという、たまたま豊浦町は今までの業者さんと付き合いながら、電算処理でやっているという、そういうことなのですよ。

それで、今の電算、エイチ・アイ・ディ参加の市町村というのは、かつては30から40ぐらいあったという話で、いわゆる民間主導ですけれども、共同電算処理方式をやっていたという、

そういう経理なのですが、そこら辺のところは今も変わらないのですか。もう豊浦しかいないと言うのなら別ですけども、豊浦だけ契約してそっちと利潤をそちらにあれするというわけにはいかないのですが、どういう参加市町村になっていますか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） その辺の資料は持ち合わせがないので、どここの町というふうには申し上げられないのですけれども、ただ実際に、広域連合の数よりは多いというのは間違いないと思います。

以上でございます。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 私は広域連合の回し者ではありませんけれども、参加する、参加しないというのは、それぞれの市町村の職員の電算入力に携わるいろんな仕事とか、それから、今まで使っていた入力のいろんな慣れているものとか、いろいろと違うのですよね。

そういう中で、今度新たに入るとなると、またもう一時期のデータ移行も含めて、大変なことになるわけですけども、これが先ほど言ったようにハード事業といわゆるプログラムというかソフト事業、システムのほうですよ。表に出ていない、いろんなプログラミングされた処理方法をもって電算処理するわけですけども、このソフト事業もやはりプログラムの変更、いろんな制度の改正でちょくちょく変えていかなければならないというのが、制度改正によっても毎回議会でも補正予算を組んで、その分の経費を補正しているということになるわけですよ。

大元はいかに電算、総合システムのハード事業とソフト事業の経費をいかに縮めるかということなのですよ。どんどんどんどん大きくなって、大体にして見積りなんて分からないですよ。はっきり言いまして。この金額というのは、本当にこうなのかというのは、もう相手次第という、そういう設計金額ですよ。

それで、広域連合の共同電算方式にこれから入るとしても、やっぱり経費の比較というのは当然出てくる。そういうそれと、担当する職員の仕事の量も出てくるという、そういうものもありますね。

だから、これは一概にすぐ安いからそっちに飛びつけというような、そういうことにはならない。例え広域連合でそこに構成市町村としてあっても、今は、豊浦はごみ処理事業については、広域連合でやりましょうという方針です。ですから、広域連合というのは、それぞれの構成する市町村の基本的考え方を尊重しながら、広域運営にするというのが本来の目的なのです。つまり、これは特別地方公共団体なのです。この広域連合というのは、そういう中で事業をしていますからね。

だから、広域連合に入っている、入っていないということが先に行くのではなくて、どんな事業を広域でやるのかというのは、豊浦町が判断しなければならないという、そういうことなのです。それを取り違えると、みんな広域連合に入ってしまったって、一つの合併町村みたくなくなってしまいます。そこはやっぱりこの広域連合の大きな間違いというか、そっちに流されてしまって、あとはもう経費をみんなそこで考えられてしまって、何が何だか分からないというような、そういうことにならざるを得ないというところもあるのですよ、広域では。

ですから、それはそれとしまして、国の標準化システムがいつですか、令和9年ですか、そこまでに皆さん統一されるというような国が方針を出したと。だから今、本所総務課長が言ったけれども、そこに向けて標準化システムを導入しなければならんということですから、エイチ・アイ・ディの今のプログラムでは合わないという格好になるわけでしょう。

そういう中で、いつからこれは検討するのですか。令和9年にやって、令和9年にすぐということにはならないから、検討はこれからもずっとしていかなければならないということでしょう。ですから、それが、広域連合の共同電算、これも標準化になってしまうわけですよ。あそこのシステムはどこだったか、NECか日立か、どこかそっちのほうのシステムだったと思うのですが、ちょっとそれは分かりません。エイチ・アイ・ディのシステム、富士通とは違うはずなのです。そういう私の覚えです。

ですから、ここら辺のところ、国の標準システムの移行に伴う、こういうことによって、これは補助金が出るのですか、それとも何か財政措置は出るのですか、まず、そのことも伺っておきます。そういう全体的な流れというのは、これからも持っていくわけですから、ここところは今までのベンダーさんというか、そういう人たちに固執することなく、常に広域連合の共同電算化がいいか、それとも独自でまたいいかということは、常にこれはやっていかなければならないということなのですよ。そういうことを踏まえてこの総合的なシステム機器の取得、いろいろ今取り沙汰されていますけれども、そこら辺のところまでちゃんと考えているということでしょう。令和9年にずぼっと考える。そこまできちっと準備をするという、そこでないと分からないのですよ。

ですから、常にこういうものがあるときには、広域連合の共同電算費用と豊浦町独自のこれがいつになったらうまく経費が縮小されて、どこかに移行すべきだという、そういう結論を出すかということは常に考えなければならないということですよ。それがやはり必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） まず、検討の時期ということで、令和7年が標準化システムへの移行の年です。それから、令和9年というのは、今回更新する機器の保守期限です。

ですので、最終的な乗換えというのは令和9年になりますけれども、事前の判断というのは8年以前という形になります。ですので、まずは7年に標準化システムに移行して、その後の更新といいますか、それに向けての検討を令和8年にかけて検討を行うというようなスケジュール感を持っています。

それから、財源の話ですけれども、令和7年の標準化システムへの移行、これに関しては、基本的には全額補助が出ます。ただ、上限はどうやらあるようですけれども、基本的には財源があるということでございます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。



◎議案第46号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（根津公男君） 日程第9、議案第46号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

○副町長（須田 歩君） 議案第46号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

議案の朗読は省略いたしまして、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ5,560万9,000円を追加し、総額を52億9,491万6,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、主な要因についてご説明いたします。

初めに、歳出でございますが、社会福祉費では、地域密着型の介護保険サービス事業所の開設に伴いまして、事業者に交付される交付金等の所要額を追加いたします。

児童福祉費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対しまして、支援する給付金事業等の所要額を追加いたします。

保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種において、60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患を有する方などに対するに必要な経費を増額いたします。

農業費では、道営土地改良事業におきまして、町で所有している営農用水の既設管が工事に支障を来すこととなりまして、移設が必要となりましたので、その所要額を増額いたします。

次に、歳入につきましては、国庫負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金。国庫補助金として、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金などをそれぞれ追加いたします。

その他といたしまして、繰入金を増額措置いたします。

以上、議案第46号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

勝木議員。

○4番（勝木嘉則君） 介護サービス提供、基盤等のお金について、全員協議会で説明がされたと思うのですがけれども、私の勘違いだったら申し訳ないのですがけれども、事業者さんのほうのお考えはどういうお考えですかというような内容のとき、もしももらわなくても大丈夫だというようなニュアンスの説明が所管のほうからありましたけれども、この捉え方というのは、二つあると思うのですがけれども、一つはそんなお金をもらわなくても大丈夫、やっていけるよというのか、それとも、これは、お金は出なくても、もう借金してでも何でも町民のために、この施設を造りたいというのか、同じ言い方でもこの二つの捉え方があると思うのですがけれども、その辺のことはどういうふうに捉えたらいいのかなと思って、お聞きしたいと思います。

○議長（根津公男君） 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） 私も6月に来て聞いたところでは、要はこういった交付金を受けなくても、本人は全部金融機関から融資していただいてやるというような意思があったということで聞いてございますけれども、逆に金融機関のほうから、そういう国からの支援があるのであれば、そういったものもご活用くださいという金融機関からのお話もあつ

て、本人は全額金融機関からの融資をいただいてでもやりたいというような意思ではあったようですが、金融機関から逆に、そういった交付金があれば、そういったものを活用していただきたいというような金融機関からの指導もあったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（根津公男君） 勝木議員。

○4番（勝木嘉則君） ということは、そういうお金が出る、出ないはともかく、町民のために何とかこれを建てて役立てていきたいと。そして、町民のための施設を造っていきたいというような、そういう熱意の中でやりたいというような捉え方をしております。

○議長（根津公男君） 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） 勝木議員が言われるとおり、ご本人はもう、そういった交付金をいただかなくても、本人の中でもう、町民のためにそういった施設を造りたいというような意思で言われております。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 今回の補正は約5,500万円を増額するということでして、ほとんどが民間法人の事業所の設置費用ということで、大まかに占めているわけです。

そういう中で、いわゆる一般会計、本町の貯金から貯金を下ろしてこの事業をするというのは83万6,000円だけです。

そういうような補正内容ですが、こちら辺の財政的な問題点というのはどうなのですか。本所総務課長、国の補助金、これらについて大体やればできるのかなという、そういう財政措置、全体的な増額、そういうことでこれは補正をしたという、そんな考え方で僕は捉えているのですが、国からの補助金だけでできますかということなのですよ。今回の事業で、実は後からという、そういう問題は出てこないのでしょうかという、そういうことなのです、全体的に。事業を精査してみて、いかがですか。

○議長（根津公男君） 本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 今回、農林課の営農用水以外は全て補助ということで、基本的に補助制度に乗ったものがメインということですので、基本的には、一般財源はこれに関しては出るということはないものと考えてはおります。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎報告第4号 繰越明許費の報告について

○議長（根津公男君） 日程第10、報告第4号 繰越明許費の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 報告第4号 繰越明許費の報告でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費の繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものでございます。

議案書26ページをお開き願います。

令和3年度からの繰越額と財源内訳の一覧でございます。

総務費において、住民記録システム改修事業262万9,000円。民生費において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業1,548万658円。土木費において、公営住宅ストック総合改善事業6,892万円を令和4年度に繰り越しするものでございます。

以上、計算書として報告をさせていただきます。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたが、報告案件であることから、特に確認したい事項等があれば質疑を受けたいと思います。

山田議員。

○1番（山田秀人君） これは、進捗率はまだまだ全然、パーセントとして達しているのですか。大方もう事業は終わったのですか、それとも、これからですか。もう令和4年度に繰り越されて6月になっていますけれども、どういう状況ですか。

○議長（根津公男君） 竹林町民課長。

○町民課長（竹林善人君） まず、住民記録システム改修事業につきましては、業務入札終了し、現在システム改修をしているところです。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、現在、令和3年度課税世帯が令和4年度非課税になった場合に給付する令和4年度事業補正分の後に対象世帯に再度通知することとしていまして、令和3年度末で39名が未申請となっています。

○議長（根津公男君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 土木費につきましては、公営住宅等改善事業、これは先ほど議案第44号で議決をいただいた大岸の改修工事になっておりますので、この後、本契約の後、10月31日までというような予定になってございます。

以上です。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで報告第4号 繰越明許費の報告については報告済みといたします。

◎報告第5号 事故繰越の報告について

○議長（根津公男君） 日程第11、報告第5号 事故繰越の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 報告第5号 事故繰越の報告でございます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり事故繰越の繰越計算書を調整

しましたので、これを報告するものでございます。

議案書29ページをお開き願います。

令和3年度からの繰越額と財源内訳の一覧でございます。

一般会計総務費において、光ファイバー整備事業費2億7,507万6,000円を令和4年度に繰越しするものでございます。

31ページをお開き願います。

総合保健福祉施設事業特別会計サービス事業費において、備品購入（介護ロボット導入支援）事業44万円を令和4年度に繰越しするものでございます。

以上、計算書として報告をさせていただきます。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたが、報告案件であることから、特に確認したいという事項があれば、質疑を受けることといたします。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで報告第5号 事故繰越の報告については報告済みといたします。

#### ◎発議第4号 豊浦町議会会議規則の一部改正について

○議長（根津公男君） 日程第12、発議第4号 豊浦町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

勝木総務文教常任委員長。

○4番（勝木嘉則君） 発議第4号 豊浦町議会会議規則の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものです。

提案理由は、請願書の利便性の向上を図るため、議会の請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直しし、署名及び記名押印に改めるため、所要の改正が必要となることから、本規則案を提出するものです。

別紙に移りまして、裏面をご覧ください。

豊浦町議会会議規則の一部を改正する規則、豊浦町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第84条第1項中、「、請願者」を「及び請願者」に改め、「及び氏名」を削り、「、その名称及び代表者の氏名」を「その所在地」に改め、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則として、この規則は令和4年9月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第5号 議員の派遣について

○議長(根津公男君) 日程第13、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、北海道町村議会議員研修会等が予定されており、そのように派遣することにしたいと思っております。

なお、日程の変更の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。

◎意見書案第2号から意見書案第4号

○議長(根津公男君) 議案の一括上程について、日程第14、意見書案第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書を議題といたしますが、日程第15の意見書案第3号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書、日程第16の意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の3件につきましては、同一案件であることから、会議規則第34条の規定に基づき、一括議題として上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認め、意見書案第2号から第4号までの3件については、一括議題として上程することに決しました。

初めに、日程第14、意見書案第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、日程第15、意見書案第3号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、日程第16、意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後0時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月17日

議 長

署名議員

署名議員